



宮 崎 県 公 報

平成30年8月20日(月曜日) 第 3022 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁	○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意…………… (水産政策課) 1
○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 1		○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
○歳入の収納の事務の委託…………… (オ-ルみやぎぎ課) 1		○道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 2
		○廃川敷地等の公示…………… (河川課) 2
		○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出…………… (建築住宅課) 2

告 示

宮崎県告示第 674号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字長藪 111-1・111-15(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、111-2、111-8から111-10まで、111-16から111-18まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字長藪 111-8から111-10まで、111-16から111-18まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 675号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
ふるさと宮	地銀ネットワークサービ	平成30年4月1日から

崎応援寄附
金

ス株式会社
国分グローサーズチェーン株式会社
株式会社しんきん情報サービス
株式会社セイコマート
株式会社セーブオン
株式会社セブンイレブン・ジャパン
株式会社ファミリーマート
株式会社ポプラ
ミニストップ株式会社
山崎製パン株式会社
株式会社ローソン

平成31年3月31日まで

宮崎県告示第 676号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。)第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成30年7月17日
発起人の住所及び氏名	延岡市 宇和 繁 延岡市 木津 扶喜雄
加入区 の 名 称	島浦町加入区
区 域	島浦町漁業協同組合の地区
区 分	小型はえ縄等漁業、小型まぐろ漁業及び大型定置漁業

宮崎県告示第 677号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年8月20日から同年9月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南郷線	東白杵郡美郷町南郷上渡川字橋野原3084番5地先から同郡同町南郷上渡川同字3052番地先まで	旧	11.4～17.0	55.2
				新	11.4～15.4	55.2

宮崎県告示第 678号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年8月20日から同年9月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	東白杵郡美郷町南郷上渡川字橋野原3088番3地先から同郡同町南郷上渡川同字3052番地先まで	平成30年8月20日

宮崎県告示第 679号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年8月20日から同年9月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
324	県道	札の元佐土原線	西都市大字鹿野田字五節句 122番1地先から同市同大字字山之後2721番地先まで	平成30年8月20日

宮崎県告示第 680号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 河川の名称
二級河川清武川水系祝田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年8月20日
- 3 廃川敷地等の位置
宮崎市清武町岡二丁目6番2地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
(1) 種類
土地
(2) 数量
17.77㎡

宮崎県告示第 681号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の8第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成30年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出者の名称
ビューローベリタスジャパン株式会社
- 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ビューローベリタスジャパン株式会社東京御茶ノ水事務所	東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地

- 3 変更しようとする年月日
平成30年9月3日